

伊賀市告示第 263 号

令和 6 年度伊賀市低所得者世帯支援給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和 6 年 7 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

令和 6 年度伊賀市低所得者世帯支援給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する令和 6 年度伊賀市低所得者世帯支援給付金（以下「低所得者世帯給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 低所得者世帯給付金は、前条の目的を達するために、伊賀市によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第 3 条 低所得者世帯給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、令和 6 年 6 月 3 日（以下「基準日」という。）において、伊賀市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて伊賀市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、同一世帯に属する者全員が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による令和 6 年度の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の所得割が課されていない者である世帯の世帯主とする。

2 前条の規定にかかわらず、次に掲げる世帯の世帯主は、支給の対象としない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 市町村民税の均等割が課されている者の扶養親族等のみで構成される世帯

(2) 伊賀市住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金支給事業実施要綱（令和 5 年伊賀市

告示第 185 号) 若しくは伊賀市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰支援給付金支給事業実施要綱(令和 6 年伊賀市告示第 18 号)の規定による給付金又は他の市町村が支給する当該給付金と同等の給付金(以下「令和 5 年度給付金」という。)を受給した世帯と同一の世帯又は当該受給した世帯の世帯主を含む世帯
(支給額)

第 4 条 低所得者世帯給付金の額は、1 世帯当たり 10 万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、支給対象者の属する世帯に基準日において 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童(令和 5 年度給付金の算定の対象となった児童を除く。)又は基準日以後に生まれた新生児であって、現に扶養しているもの(以下「児童」という。)がいるときは、低所得者世帯給付金の額は、前項に規定する額に児童 1 人当たり 5 万円を加えた額とする。

(受給権者)

第 5 条 低所得者世帯給付金の受給権者は、支給対象者とする。ただし、支給対象者が基準日以後に死亡したときは、当該支給対象者が属する世帯の他の世帯構成者のうちから新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難しい場合は、当該世帯構成者のうちから選ばれた者)とする。

2 前項の規定に関わらず、配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)、知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)及び老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

(申請等)

第 6 条 低所得者世帯給付金の支給を受けようとする受給権者は、令和 6 年度伊賀市低所得者世帯支援給付金支給要件確認書(様式第 1 号。以下「確認書」という。)を提出し、又は令和 6 年度伊賀市低所得者世帯支援給付金申請書(請求書)(様式第 2 号)若しくは市が指定する電子申請システムにより申請しなければならない。

2 前項の規定による確認書の提出又は申請(以下「申請等」という。)に基づく低所得者世帯給付金の支給は、次に掲げる方式のいずれかにより行う。ただし、第 2 号及び第 3 号に掲げる方式は、受給権者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第 1 号による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 口座振込方式 受給権者が申請等により指定した金融機関の口座に振り込む方式
 - (2) 窓口現金受領方式 市がその窓口での現金を交付することにより支給する方式
 - (3) 現金書留送付方式 市が現金書留により現金を送付する方式
- 3 受給権者は、申請等をするときは、公的身分証明書の写し等を提出し、又は提示すること等により、受給権者本人による申請等であることを証しなければならない。

(代理による申請)

第7条 受給権者に代わり代理で申請等を行うことができる者は、原則として次に掲げる者とする。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
 - (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人又は代理権付与の審判がなされた補助人）
 - (3) 受給権者が入所している老人福祉施設、児童養護施設、乳児院等又は知的若しくは精神障害者施設の職員
 - (4) 里親制度を利用している里子の里親
 - (5) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者
- 2 前項に規定する者が代理で申請等をするときは、確認書の委任欄へ必要事項を記入し、又は委任状を添付しなければならない。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理で申請等をする者（以下「代理人」という。）が当該代理人本人であること及び受給権者と代理人との間の代理関係を確認するものとする。

(申請等の受付開始日)

第8条 申請等の受付を開始する日は、令和6年7月1日とする。

- 2 申請等の期限は、令和6年10月31日とする。

(支給の決定等)

第9条 市長は、申請等を受けたときは、速やかに内容を確認の上、低所得者世帯給付金の支給を決定し、当該申請等をした受給権者（代理人を含む。以下この条において同じ。）に対し低所得者世帯給付金を支給する。

- 2 受給権者は、第6条第2項第2号に掲げる方式により低所得者世帯給付金の支給を受けるときは、公的身分証明書の写し等を提出すること等により、当該受給権者本人であ

ることを証しなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定による支給をもって、当該受給権者に対する低所得者世帯給付金の支給の決定通知に代えることができる。

(低所得者世帯給付金の支給等に関する周知等)

第10条 市長は、低所得者世帯給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請等の方法、申請等の受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知に努めるものとする。

(申請等が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の周知を行ったにもかかわらず、受給権者から第8条第2項の申請等の期限までに申請等が行われなかったときは、当該受給権者が低所得者世帯給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 市長が第9条第1項の規定により支給の決定を行った後、書類等の不備等、受給権者の責に帰すべき事由により同項の規定による支給ができなかった場合で、市が確認等に努めたにもかかわらず、第8条第2項の申請等の期限から14日以内に補正等が行われなかったときは、当該申請等が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により低所得者世帯給付金の支給を受けた者があるときは、当該者に対し既に支給した低所得者世帯給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 受給権者は、低所得者世帯給付金の支給を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。

別記(第5条関係)

- 1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 伊賀市に居住する次に掲げる者が次号の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合は、当該申出を行った者(以下「申出者」という。)については、基準日時点で当該申出者が伊賀市に住民票が所在しない場合にも、受給権

者とする。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者及びその同伴者であって、基準日において居住地に住民票を移していないもの

イ 親族からの暴力等を理由に避難している者であって、自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次のアからオまでに掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 10 条の規定に基づく保護命令（同条第 1 項第 1 号の規定に基づく接近禁止命令又は同項第 2 号の規定に基づく退去命令）が出されていること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

ウ 婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）、行政機関その他関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）により、婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された確認書が発行されていること。

エ 基準日の翌日以後に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年自治振第 150 号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がない（婦人保護施設等に申出者が児童（基準日時点で満 18 歳に満たない者をいう。以下同じ。）とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。）と認められること。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、伊賀市に居住する者（伊賀市内の施設等（第2号から第6号までに規定する施設等をいう。）に入所し、又は入居する者を含む。）であって、次の各号のいずれかに該当するもの（児童及び児童以外の者（基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。）及び第6号における母子生活支援施設の入所者をいう。以下同じ。））については、受給権者とする。

- (1) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。次号において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）
- (3) 身体障害者福祉法第18条第2項若しくは知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重

度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)に入所している児童(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設に入所している児童(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等(2月以内の期間を定めて行われる入居をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により入居している者に限る。)

(6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設に入所している者(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

3 入所措置等が採られている障害者及び高齢者の取扱い

第1号に定める措置入所等障害者又は第2号に定める措置入所等高齢者(以下「措置入所等障害者・高齢者」という。)であつて、基準日において、伊賀市の住民基本台帳に記録されている者(伊賀市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課から給付金担当課に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合の当該措置入所等障害者・高齢者を含む。)については、受給権者とする。

(1) 措置入所等障害者とは、身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が採られている者(措置が採られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者(成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。))を含む。以下同じ。)(2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)をいう。

(2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が採られている者(2月以内の期間を定めて行われる入所等

をしている者を除く。)をいう。

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの者や事実上ネットカフェに寝泊まりしている者であって、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以後、伊賀市において住民基本台帳に記録されたときは、受給権者とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると市に申し出た者について、法務局等において無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、受給権者とする。

伊賀市告示第 264 号

だんじり会館のあり方等検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和 6 年 7 月 19 日

伊賀市長 岡 本 栄

だんじり会館のあり方等検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 だんじり会館のあり方及び位置付けについて広範な見地から検討を行うため、附属機関の設置等に関する条例（平成 19 年伊賀市条例第 31 号）第 2 条の規定に基づき、だんじり会館のあり方等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、だんじり会館のあり方及び位置付けに関し、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 文化財の保存・活用について実務経験又は専門の知識を有する者
- (2) 行政経営・公共政策について実務経験又は専門の知識を有する者
- (3) 観光マーケティングについて実務経験又は専門の知識を有する者
- (4) 公共的団体等を代表する者
- (5) 市民からの公募による者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、前条の規定による委嘱又は任命の日から答申がされる日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選任されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会の設置等)

第8条 委員会は、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会の設置及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(庶務)

第9条 委員会及び部会の庶務は、産業振興部観光戦略課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年7月19日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第2条に規定する所掌事務が完了した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。

伊賀市告示第 265 号

令和 6 年度伊賀市定額減税補足給付金支給事務実施要綱を次のように定める。

令和 6 年 7 月 19 日

伊賀市長 岡 本 栄

令和 6 年度伊賀市定額減税補足給付金支給事務実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する令和 6 年度伊賀市定額減税補足給付金（以下「調整給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 調整給付金は、前条の目的を達するために、伊賀市によって贈与される給付金という。

(支給対象者)

第 3 条 調整給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次に掲げる納税義務者であって、令和 6 年 1 月 1 日時点で伊賀市に住所を有するもの（伊賀市の住民基本台帳に記録されていないが、伊賀市で地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者を含む。）とする。ただし、第 1 号においては、令和 5 年の所得税に係る合計所得金額が 1,805 万円を超える者を除き、第 2 号においては、令和 6 年度の個人住民税所得割に係る合計所得金額が 1,805 万円を超える者を除く。

(1) アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る、又は上回ると見込まれる所得税の納税義務者（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）上の居住者に限る。）

ア 3 万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和 5 年 12 月 31 日時点で国外に居住する者を除く。）の数に 1 を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和 6 年の所得税額として推計した額（確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等（以下「確定申告書等」という。）から把握できる令和 5

年の所得税額又は令和6年度の個人住民税課税情報から推計した額をいう。以下同じ。)

(2) アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る個人住民税所得割の納税義務者

ア 1万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和6年度の個人住民税所得割の額

2 第1項第1号イに規定する令和6年の所得税額として推計した額及び同項第2号イに規定する令和6年度の個人住民税所得割の額は、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除を実施する前の当該特別税額控除以外の税額控除後の額をいい、復興特別所得税は含まない。

（支給額）

第4条 調整給付金の額は、次に掲げる額の合算額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げた額）とする。

(1) 前条第1項第1号アに掲げる金額から同号イに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が零を下回る場合は、零）

(2) 前条第1項第2号アに掲げる金額から同号イに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が零を下回る場合は、零）

2 第3条第1項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる金額（以下「基準額」という。）を課税台帳等から抽出し、前項に規定する調整給付金の額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和6年6月3日とする。

3 事務処理基準日以後に生じた基準額の修正等については、原則として、調整給付金の額の算定に反映しない。ただし、当該修正等により支給対象者でなくなる場合は、この限りではない。

（受給権者）

第5条 調整給付金の受給権者は、支給対象者とする。

（支給の申請等）

第6条 調整給付金の支給を受けようとする者は、定額減税補足給付金支給確認書（様式第1号。以下「確認書」という。）又は市が整備する電子申請システムにより申請しなければならない。

2 前項の規定による申請に基づく支給は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行う。

この場合において、第2号及び第3号に掲げる方式は、受給権者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 口座振込方式 受給権者が申請等により指定した金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口現金受領方式 市がその窓口での現金を交付することにより支給する方式

(3) 現金書留送付方式 市が現金書留により現金を送付する方式

3 受給権者は、確認書に記載された住所地又は支給内容等に相違があるときは、定額減税補足給付金支給内容等変更届出書（様式第2号）により支給内容等の変更を届け出ることができる。

（支給の申込み等）

第7条 前条の規定にかかわらず、市長は、第3条第1項に定める支給要件を満たすことが確認できる受給権者のうち、次の各号のいずれかに該当するものに対し、調整給付金の支給の申込みを行うものとする。

(1) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、公金受取口座情報を取得できた者

(2) 廃止前の伊賀市特別定額給付金給付事業実施要綱（令和2年伊賀市告示第212号）第9条第1項の規定による給付を預貯金等口座への振り込みにより受けた受給権者

(3) 廃止前の伊賀市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業実施要綱（令和4年伊賀市告示第8号）第8条第1項の規定による支給を預貯金等口座への振り込みにより受けた受給権者

(4) 廃止前の伊賀市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業実施要綱（令和4年伊賀市告示第229号）第8条第1項の規定による給付を預貯金等口座への振り込みにより受けた受給権者

(5) 伊賀市住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金支給事業実施要綱（令和5年伊賀市告示第185号）第8条第1項の規定による給付を預貯金等口座への振り込みにより受けた受給権者

(6) 伊賀市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰支援給付金支給事業実施要綱（令和6年伊賀市告示第18号）第8条第1項の規定による給付を預貯金等口座への振り込みにより受けた受給権者

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

2 前項に規定する申込みを受けた受給権者は、定額減税補足給付金支給内容等変更届出書により調整給付金の支給内容等の変更を、定額減税補足給付金受給辞退届出書（様式第3号）若しくは定額減税補足給付金口座変更届（様式第4号）又は市が整備する電子申請システムにより受給の辞退又は支給の登録口座の変更を届け出ることができる。

（本人確認）

第8条 受給権者は、第6条第1項の規定による申請若しくは第3項の規定による届出又は前条第2項の規定による届出（以下「届出等」という。）をするときは、公的身分証明書の写し等を提出し、又は提示すること等により、受給権者本人によるものであることを証しなければならない。

（代理による確認書の提出等）

第9条 受給権者に代わり代理で届出等を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者とする。

(1) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人又は代理権付与の審判がなされた補助人）

(2) 受給権者が入所している老人福祉施設、児童養護施設、乳児院等又は知的若しくは精神障害者施設の職員

(3) 里親制度を利用している里子の里親

(4) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 前項に規定する者が代理で届出等をするときは、当該届出等に係る書類の委任欄へ必要事項を記入し、又は委任状を添えて提出しなければならない。

3 市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理で届出等をする者（以下「代理人」という。）が当該代理人本人であること及び受給権者と代理人との間の代理関係を確認するものとする。この場合において、代理人が第1項第1号又は第2号に該当する者であるときは、市長が別に定める方法によりこれを確認する。

（届出等の期間）

第10条 届出等の受付を開始する日は、令和6年7月15日とする。

2 届出等の期限は、令和6年10月31日とする。

(支給の決定等)

第11条 市長は、届出等を受けたときは、速やかに内容を確認の上、調整給付金の支給を決定し、当該届出等をした受給権者に対し調整給付金を支給する。

2 市長は、第7条第1項に規定する申込みをした場合において、市長が別に定める日までに同条第2項の規定による調整給付金の受給辞退の届出がないときは、速やかに支給を決定し、受給権者に対し調整給付金を支給する。

3 市長は、前2項の規定による支給をもって、当該受給権者に対する調整給付金の支給の決定通知に代えることができる。

(調整給付金の支給等に関する周知等)

第12条 市長は、調整給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、届出等の方法、届出等の受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行うものとする。

(届出等が行われなかった場合等の取扱い)

第13条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、受給権者から第10条第2項の期限までに第6条第1項の規定による届出書の提出が行われなかったときは、当該受給権者が調整給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第11条第1項又は第2項の規定により支給の決定を行った後、届出等のあった書類の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず当該書類の補正が行われず、受給権者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該届出等は、取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金の支給を受けた者があるとき又は調整給付金の支給を受けた者が第4条第3項ただし書の規定により支給対象者でなくなったときは、当該者に対し既に支給した調整給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第15条 受給権者は、調整給付金の支給を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年7月19日から施行する。